

長崎市農業委員会 令和2年12月総会 議事録

1 日 時 令和2年12月25日(金) 14:00 開会
15:00 閉会

2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(18名)

赤瀬 孝則	井川 義英	石橋 一次	岩永 一也	岩本 隆
後山 裕義	上川 満治	田平 孝廣	鳥越 悦子	永岡 亜也子
平尾 政博	松尾 隆治	峰 忠幸	森山 安男	柳川 八百秀
山口 邦俊	山口 眞佐栄	山崎 実男		

5 出席推進委員

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため出席要請せず

6 欠席農業委員(1名)

山脇 貞雄

7 出席職員

【農委事務局】 向井事務局長 山下事務長 川本農政管理係長 平農地係長
赤池主事

8 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和2年12月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、また、コロナ禍の中で12月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。座って議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は18名出席であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、12月21日の運営委員会で協議をしまして、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み、総会出席者を議決権のある農業委員に限らせていただく措置を取らせていただきますことを併せてご報告いたします。なお今後も状況を見ながら開催方法を判断して参りたいと思います。以上です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。森山安男委員と山口邦俊委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○森山委員・山口邦俊委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。本日は付議事項が6件ございます。まず初めに、第1号議案、「農地台帳登載申請の承認について」、ですが、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」及び、第5号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」と関連するものがございますので、関連するものについては、一括して審議をいたします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○農政管理係長 第1号議案「農地台帳登載申請の承認について」、ご説明いたします。今回は2件の申請がっております。まず、第1号議案1番についてご説明させていただきます。議案書の1ページをご覧ください。申請者は、1に記載のとおり、滑石2丁目にお住まいの〇〇さんです。世帯員の構成は、3に記載のとおり、本人と妻の2名で、年間の農業従事日数は225日として申請がっております。経営農地面積等につきましては、4に記載のとおり、申請者は、農地法第3条により取得する時津町野田郷の農地1筆及び、同じく農地法第3条により5年間の賃借権を設定する時津町左底郷の農地1筆、合計2筆で季節に応じた野菜の栽培を行うこととしております。収穫物につきましては、自己消費や親戚に配るほか、滑石市場の販売店へ出荷されるということです。主な農機具等につき

ましては、5に記載のとおり、耕うん機1台、草刈機2台、軽トラック2台を所有しております。農地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。11月27日に時津町農業委員会事務局の立会いのもと、事務局で現地の確認を行っております。まず、こちらが時津町野田郷の農地ですが、既に耕作をされておられます。次に、時津町左底郷の農地ですが、こちらは現在開墾中です。なお、この農地法第3条による取得及び賃借権の設定につきましては、本日午前中に時津町農業委員会総会において承認されましたことを確認しております。

次に、第1号議案2番についてご説明させていただきます。資料の2ページをご覧ください。農地に関する説明は、第2号議案の1番及び第5号議案の7、8番において説明いたしますので、本議案では申請者の就業状況や主な農機具等の内容についてご説明させていただきます。申請者は、1に記載のとおり、高浜町にお住まいの〇〇さんです。世帯員の構成は、3に記載のとおり、本人とご主人、及び息子さんの3人で、年間の農業従事日数は420日として申請がっております。経営農地面積等につきましては、4に記載のとおり、申請者は、今回、農地法第3条により取得、及び農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき利用権の設定を行う高浜町の農地で、大麦や季節に応じた野菜などの栽培を行うこととしております。収穫物につきましては、当面は自己消費や親類に配ることとしておられますが、将来的には直売所等への出荷を考えているとのこと。主な農機具等につきましては、5に記載のとおり、耕うん機1台、動力噴霧器1台、草刈機1台を所有しております。引き続き、農地に係る申請につきまして、農地係長から説明させていただきます。

○農地係長 それでは、議案書の3ページをご覧ください。第2号議案1番についてご説明いたします。1番は、諫早市在住の〇〇さんが所有する、高浜町の農地1筆445㎡について、高浜町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農業経営の廃止のためであり、譲受人が新規就農のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。高浜海水浴場の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、3人で420日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の3条の取得と利用権設定と併せて経営面積が1,921㎡となり、新規就農の下限面積の1,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、12月15日に山口邦俊農業委員、柴原恵推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書は、10ページをご覧ください。第5号議案7番、8番についてご説明いたします。まず、7番は、高浜町の〇〇さんが所有する高浜町の農地3筆1,245㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地3筆1,245㎡

について、5年間の使用貸借により、高浜町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。続きまして8番は、高浜町の〇〇さんが所有する高浜町の農地1筆231㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆231㎡について、5年間の使用貸借により、高浜町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,921㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。高浜海水浴場の南側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。こちらが、3840番、こちらが、3841番1と3843番1、次が、3783番1でございます。現地調査は、12月15日に山口邦俊農業委員、柴原恵推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案及びこれに関する第2号議案1番及び第5号議案7番と8番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について、原案のとおり承認すること及び、第2号議案1番については、当委員会において許可すること、並びに第5号議案7番と8番については、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案については、原案のとおり承認すること、及び第2号議案1番については、当委員会において許可すること、並びに第5号議案7番と8番については、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から残りの議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、議案書の3ページをご覧ください。第2号議案2番についてご説明いたします。2番は、曙町の〇〇さんが所有する、琴海戸根町の農地1筆1,014㎡について、時津町在住の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が、競売により取得していたが債務が弁済されたことから元の所有者へ戻すためであり、譲受人が、もともと祖父名義だった農地を買い戻すためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作

業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、5人で520日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得と利用権設定と併せて経営面積が4,686㎡であり、下限面積の3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、12月15日に森山安男農業委員、濱口雅洋推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書4ページをご覧ください。第2号議案3番についてご説明いたします。3番は、蚊焼町の〇〇さんが所有する、蚊焼町の農地1筆45㎡について、蚊焼町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が高齢により農作業に従事できないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三和地域センターの南西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、2人で300日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が2,082㎡となり、下限面積の2,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、12月15日に田平孝廣農業委員、松本貞幸推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、4番でございます。4番は、赤迫3丁目の〇〇さんが所有する、向町の農地1筆20㎡について、向町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が、農地を相続したが農業者でないため譲渡するものであり、譲受人が、農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。式見ダムの南西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、2人で450日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が3,461㎡となり、下限面積の2,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、12月18日に岩尾直己推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第2号議案2番から4番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案2番から4番について、

当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。それでは、第2号議案2番から4番について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、議案書は5ページをご覧ください。第3号議案1番についてご説明いたします。1番は、上戸町4丁目の〇〇さんが所有する上戸町4丁目の農地1筆について、駐車場として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。小ヶ倉ダムの北西に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で第3種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。駐車場として26台が駐車予定でございます。月極めとして約24台の利用が見込まれており、残りの2台については来客用に確保するものでございます。雨水排水については、現状のまま砕石舗装をおこなうため自然流下となり、汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。立会いにつきましては、12月16日に柳川八百秀農業委員、中村数昭推進委員をお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第3号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、議案書は、6ページをご覧ください。第4号議案1番からご説明いたします。1番は、中里町在住の〇〇さんが所有する船石町の農地1筆について、所有者の子供である〇〇さんが代表者である中里町の〇〇が、資材置場として利用する目的で

申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。船石公民館の北東に位置しております。次が、拡大したものでございます。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、現況平面図でございます。資材置場及び駐車場として利用されます。出入り口付近が駐車場、奥の方が木材・鉄骨等の資材置き場となっております。雨水排水については、現状のまま使用するため、自然流下となり、汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真でございます。立会につきましては、11月18日に赤瀬孝則農業委員、増田茂推進委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。

続きまして、第5号議案の2番でございます。2番は、新牧野町の〇〇さんが所有する新牧野町の農地1筆について、東京都品川区所在の〇〇が、太陽光発電用地として利用する目的で申請が出されたものでございます。本件につきましては、農用地区域に含まれておりましたが、11月20日に農用地区域から除外されたため、今回申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。神浦ダムの南東に位置しております。次が、拡大したものでございます。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、現況平面図でございます。現状のまま利用され、東側はそのまま緩衝緑地として利用されます。雨水排水については、緩衝緑地部分については、谷となっており、既存の側溝から集水桝へと流れ、太陽光パネル部分については、西側及び南側に新たに三面張りの水路及び集水桝を設置し、最後の流末については、出津川の上流に放流されることとなっております。汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。こちらがパネルを設置する予定の部分です。次が、緩衝緑地部分の写真でございます。立会につきましては、12月18日に岩永一也農業委員、鶴田安明推進委員及び平尾会長にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第4号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

○上川委員 2番について質問させていただきます。面積も広く、前々からこの太陽光発電については、様々な問題がありまして、会長及び岩永委員が現地を確認されているということですので、所感についてお聞かせ願えればと思います。

○岩永委員 現地を見た感じでは、別に問題ないという印象を受けました。

○議長 広域農道のすぐ上にあるって、先ほど事務局から説明がありましたとおり、雨水排水についてもこの図面で見られるように最終的には道路の排水に流すようになるんです

けれども、集水枡を設置してもらうようお願いして、泥とか流れてきたものはそこで一度止めて、水路にはできるだけきれいな水だけ流れていくようお願いをしております。管理は、地元の業者が管理するということになっていて、流末は、この広域農道を作った時に設置されている側溝に流れていくということで、下に一軒だけ住宅があるわけですが、そこにはあまり影響はないようです。広域農道の水が、雨の日にはかなり強いんじゃないかという感じは受けました。以上です。

○上川委員 農業委員会には関係ないんでしょうけど、一点だけ気になることが、道路ということで、太陽光の反射光が道路を通行される車両に対してきた場合、事故があった場合の責任というのが危惧されるところでございまして、そういうところを了承されて認可をしていただければと思います。

○農地係長 現況は、道路面からは太陽光パネルの設置面との高低差がかなりありまして、通行車両に特に影響はないと考えております。以上です。

○議長 他にございませんか。ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」事務局から残りの議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、議案書は7ページをご覧ください。第5号議案1番についてご説明いたします。1番は、宮崎町の〇〇さんが所有する脇岬町の農地1筆19,723㎡のうち4,200㎡について、宮崎町の〇〇さんが10年間の使用貸借により、利用権の新規設定を行うものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。旧亜熱帯植物園の東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。設定後の経営面積は、9,010㎡となり、利用につきましてはビワの栽培を行っております。現地調査は、12月7日に山口邦俊農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、2番でございます。2番は、高浜町の〇〇さんが所有する高浜町の農地1筆1,447㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により、利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,447㎡について、10年間の賃貸借により、脇岬町の〇〇さんへ利用権の設定を行

うものでございます。設定後の経営面積は、4,279 m²となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。高浜海水浴場の東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は、11月17日に山口邦俊農業委員、柴原恵推進委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書は8ページをご覧ください。第5号議案3番についてご説明いたします。3番は、曙町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地2筆2,560 m²について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆2,560 m²について、5年間の使用貸借により、琴海戸根町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、4,686 m²となり、利用につきましては水稻とミカンの栽培を行っております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。こちらが2528番、次が、2534番1でございます。現地調査は12月15日に森山安男農業委員、濱口雅洋推進委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、4番でございます。4番は、大崎町の〇〇さんが所有する千々町の農地2筆2,284 m²について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により、利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆2,284 m²について、10年間の使用貸借により、女の都3丁目の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、12,943 m²となり、利用につきましてはビワの栽培を行っております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。南小中学校の南東に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。こちらが53番1、次が、49番イでございます。現地調査は、11月19日に山崎実男農業委員、濱口敏夫推進委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書は9ページをご覧ください。第5号議案5番についてご説明いたします。5番は、琴海村松町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆1,406 m²について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により、利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明しました農地1筆1,406 m²について、10年間の賃貸借により、滑石3丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、7,206 m²となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は、11月17日に森山安男農業委員、濱口雅洋推進委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、6番でございます。6番は、長浦町の〇〇さんが所有する長浦町の農地11筆8,766 m²について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により、利用権の新規設

定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明しました農地11筆8,766㎡について、10年間の使用貸借により、鳴見町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、32,035㎡となり、利用につきましてはミカンの栽培を行っております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海地域センター長浦事務所の北側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真があと2枚ほどございます。現地調査は、11月17日に平尾政博農業委員、久保正推進委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書は11ページをご覧ください。第5号議案9番についてご説明いたします。9番は、横浜市在住の〇〇さんが所有する松原町の農地5筆1,722㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により、利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明しました農地5筆1,722㎡について、10年間の使用貸借により、松原町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、7,582㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。古賀小学校の西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真があと2枚ほどございます。現地調査は、11月18日に赤瀬孝則農業委員、増田茂推進委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第5号議案1番から6番及び9番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案1番から6番及び9番について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案1番から6番及び9番について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第6号議案「非農地の判断について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第6号議案についてご説明いたします。議案書は13ページをご覧ください。個別案件で申出件数が10件、合計筆数が20筆、合計面積で7,980㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

まず、12ページをご覧ください。1番からご説明いたします。1番は、京都市在住の〇

○さんほか4人が共有する、蚊焼町の農地1筆で、面積は887㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。県立鶴南養護学校の南側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、11月17日に田平孝廣農業委員、松本貞幸推進委員にお願いしております。

続きまして2番は、京都市在住の〇〇さんが所有する、蚊焼町の農地1筆で、面積は1,087㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立蚊焼小学校の東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、11月17日に田平孝廣農業委員、松本貞幸推進委員にお願いしております。

続きまして3番は、長与町在住の〇〇さんが所有する、三川町の農地3筆で、面積は合計550㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三川中学校の北西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、12月16日に石橋一次農業委員、森内悟己推進委員にお願いしております。

続きまして4番は、三川町在住の〇〇さんが所有する三川町の農地4筆で、面積は合計728㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立三川中学校の北西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、12月16日に石橋一次農業委員、森内悟己推進委員にお願いしております。

続きまして5番は、鳴見町在住の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆で、面積は88㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。蚊焼小学校の東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、12月15日に田平孝廣農業委員、松本貞幸推進委員にお願いしております。

続きまして6番は、福岡県大野城市在住の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地3筆で、面積は合計1,120㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。四季彩館の北側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真があと2枚ほどございます。現地の立会いは、12月15日に山脇貞雄農業委員、田中幹生推進委員にお願いしております。

続きまして7番は、三重町在住の〇〇さんが所有するさくらの里3丁目の農地3筆で、面積は1,879㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真があと2枚ほどございます。現地の立会いは、12月17日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。

続きまして議案書の13ページをご覧ください。8番は、京泊3丁目在住の〇〇さんが所有するさくらの里3丁目の農地1筆で、面積は730㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、12

月17日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。

続きまして9番は、京泊3丁目在住の〇〇さんが所有するさくらの里3丁目の農地2筆で、面積は合計436㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。現地の立会いは、12月17日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。

続きまして10番は、脇岬町在住の〇〇さんが所有する脇岬町の農地1筆で、面積は475㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。野母崎ゴルフクラブの南側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、12月15日に山口邦俊農業委員にお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第6号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第6号議案について、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項の資料の1ページから2ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、5件の届出がございました。続きまして、資料の3ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、2件提出されております。続きまして、資料の4ページから5ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、9件提出されております。合計16件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、12月10日に開催されました。資料は、6ページと7ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はございませんでした。諮問案件の件数等に

つきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項 1「全国農業新聞の定期購読者の獲得について」及びその他の事項 2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 資料の 1 ページをご覧ください。「全国農業新聞の購読者の獲得について」ですが、令和2年度の目標部数は148部に対しまして、先月の報告以降、増減はありませんでしたので、現在の購読部数は137部で目標部数に11部足りない状況になっております。今後とも委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、資料の 2 ページと 3 ページをご覧ください。その他の事項 2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」ですが、令和2年度下半期の活動記録集計表を記載しておりますのでご参照ください。今年度も残り3か月となっておりますが、活動のほうよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、ご意見・ご質問・各地域からのご報告などございませんか。

○森山委員 それではご報告いたします。人・農地プラン実質化の推進に係る集落会議の中で、基盤整備ができないか、意見が多くありましたので、3か所ピックアップして、昨日午後3時から琴海地区の農業委員、推進委員、それに長崎西彼農業協同組合より組合長、内海部長、琴海支店長にも来ていただき、部長より、他の地域の基盤整備状況や、基盤整備が可能な対象事業の説明を受けたのち、全員で現地視察をしました。いろいろな問題が予想されますが、今後農協とタイアップしながら進めていくことになりました。コロナの終息がいつになるのかわからない状況下ですが、来年1月に少し進んだ情報を持って、会議をすることを申し合わせて解散しました。解散時には日も暮れてしまい、皆さんの本気を強く感じました。以上報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。他にございませんか。

○山口(眞)会長職務代理者 私の方から報告させていただきます。茂木地区の農業委員・推進委員の研修協議会を開催させていただきまして、それぞれの現地につきましては、年末の多忙な時期であるために省略をさせていただいて、研修会をさせていただきました。出席者は、農業委員3名、推進委員4名ということで、業務上参加していただいた方が、

長崎市議会議員1名、JAの支店長1名、農協の理事1名ということで、協議会をさせていただきまして、それぞれの意見や今後の対応等について、いろいろご協議させていただき有意義な時間となりました。その中で、やはり、日本一の原因が一番危惧されているというのが大きな話題になっておりました、農業基盤整備と農業後継者それと婚活事業について、今後これを充実していくべきではないかなどの意見が出されまして、有意義な時間として終了させていただいたと思っております。6時から8時半まで、2時間半の研修ということでさせていただきました。以上報告させていただきます。

○議長 ありがとうございます。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、それでは最後にその他の事項3「令和3年1月、2月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 資料の4ページをご覧ください。初めに、1月の予定です。8日金曜日、長崎県農業会議常設審議委員会が13時30分から橋本商会ビルで開催されます。平尾会長が出席され、本日ご承認いただきました、第4号議案の2番、新牧野町の太陽光の関係ですが、諮問案件として挙がる予定になっております。19日火曜日、令和2年度農業委員会会長・事務局長会議・研修会（後期）が、13時30分からセントヒル長崎で開催され、平尾会長と向井事務局長が出席される予定です。21日木曜日、14時から運営委員会、28日木曜日、14時から1月の総会を開催する予定です。また、その他の予定としまして、人・農地プラン実質化の推進に係る集落会議が、6集落で開催される予定となっておりますので、担当の農業委員及び推進委員の皆様におかれましては、出席いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、2月の行事予定です。10日水曜日が長崎県農業会議常設審議委員会、19日金曜日が農業委員会運営委員会、25日木曜日が農業委員会総会ということで予定をしております。1月・2月の行事予定のお知らせは以上です。

○事務局長 終わり間際に申し訳ありません。今年一年、新型コロナウイルス感染症の影響でなかなか厳しい状況にあって、総会もこのような形で農業委員さんだけの開催になったり、皆さんの日々の活動も思うに任せないところが多々あったのではないかなと思うんですけども、長崎市も最近、市の職員からもコロナ感染が出ておりますし、昨日も長崎県がステージを3に段階をあげるということで、今の状況から見て数だけで言うと、ステージ4に近い状況になっています。それで長崎市も毎日2桁の感染者が出ているということで、市民の皆さんにも、色々な機会例えば、5人以上の会食は控えてもらえないとか、県外への移動はできるだけ避けてくださいとか、帰省される方もいらっしゃると思いますが、そういう方々との接触も慎重にお願いいたしますという話をさせていただいています。年末年

始、いろいろな機会が多いかと思えますけれども、農業委員の皆様方もそういった点にできるだけ気を付けていただいて、健康な新年を迎えるように是非ご協力いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。今事務局長から話がありましたように年末年始いろいろとあると思えますけれども、どうぞコロナに気を付けられて、来年も元気に皆様とお会いできますことを心からお祈りしたいと思います。どうぞ気を付けて元気で過ごささり、よいお年をお迎えくださいますようお願いを申し上げます、今年最後の総会を終わりたいと思います。大変ご苦労様でした。

議長
(平尾 政博)

議事録署名人
(森山 安男)

議事録署名人
(山口 邦俊)
